

チェックシート 【⑦右京区内で住所を移動される時】（1/2）

区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F						
チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	転居届 転居した日から14日以内	本人 又は世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・特別永住者証明書、在留カード又は外国人登録証明書 ・（代理人の場合は）委任状 	2・3	市民窓口課	オレンジ
	転校手続（小学校） 転校手続（中学校）		区役所で発行する転入学通知書と転校前の学校で発行された「在学証明書」と共に指定小・中学校へ持参して下さい。			
	印鑑登録	-	手続きは必要ありません。		-	
	国民健康保険（国民健康保険にご加入の方） 転居した日から14日以内	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 	10	保険年金課	ピンク
	後期高齢者医療	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 			
	重度障害老人健康管理費	本人 又は世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・（代理人の場合は）印鑑・委任状 	12		
	国民年金（受給者） 転居した日から14日以内	本人	<p>「年金受給権者 住所変更届」の提出が必要な場合があります。京都西年金事務所にて確認して下さい。</p> <p>※届出書は区役所保険年金課（12番窓口）にあります。</p>		京都西年金事務所	
	国民年金（加入者）	-	手続は不要です。		-	
	老人医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・福祉医療費 受給者証（老） ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等） 	20		
	介護保険（65歳以上の方） 転居した日から14日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・各種減額証（お持ちの方のみ） ・マイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状 	21	健康長寿推進課	緑
	肝炎治療費の公費負担	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・住所確認できる書類（免許証等） ・印鑑（内容訂正時に必要） 	24		
	被爆者健康手帳	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳 ・住民票 ・印鑑（内容訂正時に必要） ・（手当受給者は）手当証書が必要です。 			
	飲食店等（営業許可・届出） 理容所・美容所 クリーニング所・公衆浴場 等	本人 又は代理人	<p>右記までお問合せください。</p> <p>※旅館業（民泊含む）は、医療衛生センター TEL 746-7209</p>	80	こ医療衛生	紫
	飼い犬登録変更	飼い主	・犬の登録事項変更届			
	ごみに関すること		右記までお問合わせください。	60	エコまちステーション	

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

京都西年金事務所 TEL 323-1170 右京区西京極南大入町81（天神川五条上る一筋目西入）
ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165 ※ IP電話・PHSからは03-6700-1165

チェックシート 【⑦右京区内で住所を移動される時】（2/2）

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	身体障害者手帳	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 該当する手帳 マイナンバー通知カード及び本人確認書類 又は個人番号カード（対象者又は対象児分） 	50	障害保健福祉課	
	療育手帳					
	精神障害者保健福祉手帳	本人				
	特別児童扶養手当 転居した日から14日以内	父又は母 代理人	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書 			
	特別障害者手当 障害児福祉手当 転居した日から14日以内	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 認定通知書 			
	重度心身障害者医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証 福祉医療費 受給者証 (障) 			
	自立支援医療費（精神通院） （更生医療）	本人 又は家族	右記までお問合せください。			
	難病等の医療費の公費負担	本人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 医療受給者証 住所確認できる書類（免許証等） 			
	児童手当 転入後速やかに	受給者 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関を変更される場合は、請求者名義の銀行等の通帳（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） 	51 52	子どもはぐみ室	緑
	子ども医療 転入後速やかに	保護者 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康保険被保険者証 子ども医療費受給者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） 			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。			
	児童扶養手当 転入後速やかに	受給者	右記までお問合せください。 ※世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	受給者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 受給者全員の健康保険被保険者証 福祉医療費受給者証 (親)（受給者全員分） ※世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	小児慢性特定疾患の医療費助成	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 健康保険被保険者証 （変更ある方：右記までお問合せください。） 			
	自立支援医療費（育成医療）	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 健康保険被保険者証 （変更ある方：右記までお問合せください。） 			
	乳幼児健康診査 〔4歳以下の 子どものいる方〕	保護者	右記までお問合せください。 届出がないと、乳幼児健康診査など個別のお知らせが届かない場合があります。 ※電話連絡でも結構です。	53		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123（同分室のみ郵送可）
〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

防災マップの受け取り 自治会・町内会の加入に 関すること		右記までお問合せください。	地域力推進室
------------------------------------	--	---------------	--------